

## 令和2年第2回定例会町長あいさつ

令和2年6月11日

御嵩町議会 第2回定例会の開会にあたり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げますとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」は4月7日に首都圏、関西圏、福岡県の7都府県を対象に発令され、16日には、対象地域が全国に広げられ、岐阜県を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」と位置付けしました。この4月7日から1ヶ月の意味は、行動自粛を連休終了まで含ませる意図があつたのと推察しておりました。

私は、この新型コロナウイルス感染症拡大について、当初より強い危機感を抱いておりました。サーズでもマーズでもなく、エボラでもない危機感です。早い時期から職員全員にマスクの着用を指示したのも、その危機感を共有し、役場を訪れる町民の皆さまにも感染拡大の懸念が強いことを目で見え感じ取っていただきたかったからです。

その後、「ステイホーム」「3密回避」などの推進で、徐々に感染拡大が抑えられ、特に5月以降は連休中の自粛もあり、減少が顕著となったことで、「緊急事態宣言」は5月14日と21日に段階的に解除され、25日には全面解除となりました。日本の対策はWHOから成功したと評価され、今後も感染経路の特定などに注力する姿勢を示したことも称賛されています。

本町においては感染者が確認されましたが、それ以上の感染拡大がなかったことは、不幸中の幸いです。これも議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまの良識ある行動の賜物であります。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

また、感染リスクのある中、強い責任感、使命感を持ち、新型コロナウイルスと闘い続けてくれている医療従事者の皆さまに、心より御礼申し上げます。長い闘いに大変お疲れになっただけでいらっしゃるかと存じます。少しでも心身共にリフレッシュできる時間を取れる状況となることを願ってやみません。

と願いつつも、新型コロナウイルスは、絶滅した訳でも、絶滅する訳でもありません。従って、完全な終息はありません。第2波のピークを遅らせ、低くしなければなりません。時間稼ぎをすることで、特効薬やワクチンの開発を待つ以外ありません。新型コロナウイルスを一般的なインフルエンザウイルスと同じ扱いをする日が、一刻も早く来ることを祈るのみです。

第2波を小さくするためには、これまでと同様、密閉、密集、密接の「3密回避」、マスクの着用、小まめな手洗いを「新しい生活様式」として実践していく必要があります。

あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが、高い衛生意識で感染対策の習慣を身に付け、今後も一丸となって頑張っていく必要がありますので、ご協力よろしく願いいたします。

町内の小中学校については、6月1日から分散登校がはじまっており、6月15日からは通常登校が予定されています。子どもたちの元気な声が聞こえ始めると、子どもたちの健康

や成長、学校で友達と力いっぱい多くのことを学んでほしいと願わずにはられません。ウイルスを不安に感じる子、久しぶりの登校が心配な子、生活のリズムが乱れてしまった子もいるかもしれません。丁寧にケアするとともに、学校における感染拡大が発生しないよう最大限配慮してまいります。

議員の皆さまにおかれましても各地区の課題やお困りの方の声を届けていただくとともに、多岐にわたるご提案をいただき誠にありがとうございます。私自身も「新しい生活様式」を実践し、健康に十分注意して、行政運営が滞らないように励んでまいりますので、皆さまも、感染予防に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【新型コロナウイルス対策本部について】

先ほどと重複することもあるかと思いますが、4月7日、国の緊急事態宣言の発出を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、同日18時に、庁内メンバーに消防団長と可茂消防御嵩分署長を構成員に加えた新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

日々刻々と変化する感染者の増加や地域の状況に応じて、岐阜県防災情報通信システムを活用し、TV会議において知事、副知事と県内市町村長との間で意見交換を行うと共に、県の本部会議に本日まで14回参加し、また、8回の本町の対策本部会議を開催し、方針について議論をしてまいりました。

特に、大型連休を自宅で過ごすことが感染拡大防止への対策のカギとなるとの判断から、在宅連休の徹底や事業所に対する休業要請を行ってまいりました。

また、5月4日、政府の緊急事態宣言の期間延長を受けて、5月7日以降の学校臨時休業の延長や事業所への休業要請の延長など、連休中においても、関係部署の職員を集めて対応を行ってきたところです。

私も、対策本部長として、防災行政無線において、その時の状況によって内容を変更しながら、町民の皆さまに呼びかけを行ったところ、多くの方に適切な行動を取っていただいたことで、緊張感を維持し、感染症の拡大にストップができたものと感じており、改めて町民の皆さまに感謝申し上げます。

現在、緊急事態宣言の解除を受け、特措法第37条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止することとなりましたが、引き続き、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策会議として岐阜県と連携しながら対策を講じてまいります。

#### 【新型コロナウイルス対策事業について】

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されました。本町としては、自粛生活が続き、心身ともに疲弊されているなか、一日でも早く以前のような日常に戻ることを願い、独自対応策を実施することとしました。

具体的には、生活支援として「上水道料金支援」、「可燃ごみ袋配布」、高齢者支援として「らくだネット協力店優待券配布」、子育て支援として「御嵩町子育て世帯応援特別給付金」学生支援として「大学生等生活支援給付金」、「大学生等生活物資費用等補助金」など、今、出来ることを少しでも早く町民の皆さまへ支援が届くよう、令和2年5月18日付けで令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分を行い、今まさに支給や配布を実施しております。

さらに、就職支援の一環として新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた又は企業等から採用の内定を取り消された方を対象とした正職員を採用し、雇用支援を実施します。

一方、国が進める簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援として、一人10万円を給付する「特別定額給付金」について、先月の5月7日からオンライン申請受付を開始し、また、郵送による申請書を5月18日に発送し、現在のところ順調に指定の口座へ入金手続きを進めております。昨日6月10日までの給付状況は、給付件数6,776件（対象件数7,497件の90.4%）、給付額16億9千5百90万円（給付予定額18億2千8百30万円の92.8%）となっており、多くの方が特別定額給付金を受け取っておられます。また、子育て世帯への支援として児童手当を受給する方に対し、対象児童一人1万円を給付する国の「子育て世帯への臨時特別給付金」も本日、「御嵩町子育て世帯応援特別給付金」と併せて給付を開始しております。

これらの支援施策が町民の皆さまに少しでも早く届くよう、スピード感をもって事務を進めていくとともに、ウィズコロナに向けて、「新しい生活様式」の定着や段階的な社会経済の活動レベルの引き上げ等へのご協力について町民の皆さまへの広報等周知に努めてまいります。

現在、国においては、令和2年度第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充や災害対応における感染症予防対策、低所得のひとり親世帯への追加的な給付など、今後も事態の長期化に向けた対策が実施されます。本町としても町民の皆さまの日常生活への支援など寄り添った施策を展開してまいります。

#### 【亜炭鉱跡防災対策事業について】

平成28年度の国の補正予算で措置された「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、いよいよ事業期間の最終年度を迎えました。

幸いにも、現在施工中の現場関係者の中で、現時点で新型コロナウイルスの感染者等は確認されておらず、工事を中断するような事態には至っておりません。

一方、残り9か月余りとなった工事期間で、並行して複数の工事が進行しており、各工事とも充填量の想定が難しい中、減額変更や追加発注の見極めが重要となっております。

現状として工事費は総体的に減額傾向にありますが、一部の地区では設計を上回る充填量が想定される地区もあり、日々、集計と想定を繰り返し、精査を行っております。

また、更なる減額要因の発生に備え、令和2年度当初予算でお認めいただきました、第6期計画地の地盤脆弱性調査に関する業務委託につきましては、すでに発注を終え、現在対象地区においてボーリング調査等を行っており、今後も、少しでも多くの地下空洞が対策できるよう、年度末まで最大限の努力をまいります。

なお、現在、中地内で施工中の「第2. 3期防災工事」において、工事実績に対応する工事請負契約の変更に関する議案1件についても上程させていただいておりますので、合わせてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【インフラ整備（南山トンネル）について】

道路点検で早期措置段階と判定された南山トンネルは、国の令和元年度補正予算の「防災・減災、国土強靱化の強力な推進」の下、防災・安全交付金を財源として、3月補正予算に計上し、繰越事業として事業化いたしました。

先の臨時議会において、工事請負契約の締結についてご承認いただきましたので、本契約を締結し、工事に着手できるよう準備をしているところです。工期は令和3年3月19日までで、主要な生活道路での工事となり、交通規制などご不便をおかけするところですが、インフラの長寿命化に向けた事業でありますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 【御嵩町農業委員会委員の任命について】

農業委員会には、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進により、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことが最も重要な事務として位置づけられています。本町では14名の農業委員会委員を任命し、精力的に活動していただいております。

本年7月19日に3年の任期が満了するため、本定例会において、選任同意議案を提出しております。選任させていただいた皆さまは全員、委員としてふさわしい方々と考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【共同生活援助等社会福祉施設用地について】

障害のある人が住み慣れた地域社会で日常生活や社会生活を営むための必要な支援拠点の1つであります「共同生活援助施設・グループホーム」の施設整備につきまして、平成17年に「あゆみ館」を開所して以来、長い間、議論を進めてまいりました。

そのような中、平成27年度から御嵩町障害者支援多機能事業所「あゆみ館」の管理・運営を行っております非営利活動法人ささゆりは、グループホームの整備を掲げ、これまであゆみ館利用者の保護者でつくる、家族会や建設等検討委員会による断続的な協議を積み重ねられてきました。本町とも幾度となく協議を行い、建設に向けて環境が整ったと判断され、今年度施設整備を目指すこととされました。

かねてからそのために予定しておりましたあゆみ館北側の町所有の土地を非営利活動法人ささゆりに無償でお貸しするために「財産の無償貸付」を本議会定例会に上程させていただいております。今後、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付の内示があり次第、建設着手に入られる予定で、本町としても引き続き必要なバックアップをしていくこととしております。

#### 【学校の再開と新時代に向けて】

政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、町内の小中学校が臨時休業に至ってから、はや3か月間が経過しました。この間、卒業式や入学式など学校生活の節目である大切な諸行事の一部は時間短縮や参加者制限、会場設定等を考慮しながら開催してまいりました。本来ならば日々の教室で通常行われるべき、児童や生徒と教師が対面しての授業が出来ないため、各小中学校においては、教職員が想像力を働かせ、自学自習の呼びかけや学校からの課題学習の提示と見届け、インターネットを利用したオンライン授業の研究と活用に努めてまいりました。そして、国の緊急事態宣言の解除を受け、待ちに待った学校再開に向けて、ようやく新年度の歩みが始まりかけたところです。

学校施設整備の面では、かねてから懸案課題となっております伏見小学校校舎の老朽化問題に関して、昨年度に行いました調査結果を受け、現在の建物躯体を活かしての大規模改造・改修の方針で、実施設計を来年度にかけて行う予定であります。また、これからの社会を切り拓き、新時代を生き抜くために不可欠となるICT教育の推進として、国の提唱するGIGAスクール構想のネットワーク整備後にその基盤を活用していく、児童生徒ひとり一台のタブレット端末整備を進めてまいります。いずれも、今後、多額の費用を必要とする事業ですが、未来を担う子ども達のために、補助金や起債を利用して今定例会の補正予算に計上させていただいております。今後、事業計画の前倒しも多くなるかと思っておりますが、一歩ずつ教育の環境の場を築いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【願興寺本堂修理事業について】

願興寺本堂修理工事については、現在、解体作業が順調に進んでおり、令和2年度中には本堂の解体がすべて完了する見込みとなってまいりました。また、事業主体である願興寺の負担金、約6千7百万円を集めるため、支援組織である「御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会」による募金活動へのご協力を皆さまにお願いしてまいりましたが、昨年7月1日からは「指定寄附金制度」の許可を国からいただくことができました。この制度は、願興寺本堂修理事業に伴う寄附をすると税制上の優遇措置が得られるもので、この6月30日までが期間となっております。指定寄附金制度の目標とする寄附金額を約2千9百万円とし、これまで「御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会」が中心となって寄附金募集を行ってまいりましたが、多くの企業や個人の方々から多額の寄附金をいただき、4月末現在の寄附金額が約2千8百40万円(28,436,053円)となり、願興寺の負担額にも対応できる見込みとなってまいりましたことに、深く感謝申し上げます。

これも本町の貴重な文化財であり、国指定文化財でもある願興寺を次世代に残し、守っていくことにご理解をいただいた賜物であり、温かいご支援にお礼申し上げますとともに、今後も令和8年まで続く本事業について、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

【令和2年度一般会計補正予算について】

今回提出いたします令和2年度一般会計補正予算関連について、主なものをご説明いたします。

まず歳入についてですが、GIGA スクール構想に係る国からの公立学校情報機器整備費のほか、ため池廃止機能等事業にかかる、農業農村整備事業補助金などを追加しております。

次に歳出であります。民生費では、小規模保育事業所への運営補助金の増額、商工費で、地域社会振興財団の事業採択に伴う可児才蔵武功伝承事業費の追加、教育費では、GIGA スクール構想タブレット購入費の追加、伏見小学校大規模改造に係る実施設計業務委託料の追加などを計上し、補正予算額は、歳入歳出ともに1億5千410万円の追加となっております。

以上、町政を巡る諸課題についての所見や報告についてご説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、承認案件2件、人事案件16件、補正予算2件、条例6件、その他の議決案件5件、報告案件7件、都合38件であります。

後ほど担当から詳細についてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。